

第 56 号

熊本県立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
熊本県立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年12月11日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、夜間に授業を行う学級(以下「夜間学級」という。)を置く中学校において、本務として夜間学級の業務に従事する職員(以下「夜間中学職員」という。)に適用する給料表は、熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第20号)第3条に規定する職員(第3項において「市町村立学校職員」という。)の例による。

第5条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、夜間中学職員に適用する等級別基準職務表は、市町村立学校職員の例による。

第12条第1項中「及び教育業務連絡指導手当」を「、教育業務連絡指導手当及び夜間学級担当手当」に改め、同条に次の1項を加える。

11 夜間学級担当手当は、人事委員会の定める基準により、夜間中学職員に支給する。

第13条に次の1号を加える。

(10) 夜間学級担当手当 次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 第8条の2の規定により管理職手当を受ける職員 1月につき給料月額に100分の4を乗じて得た額

イ アに掲げる職員以外の職員 1月につき給料月額に100分の5を乗じて得た額

(熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「前項本文」を「前項」に改める。

(熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年熊本県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第28号中「夜間定時制勤務手当」を「夜間定時制等勤務手当」に改める。

第25条の19の見出しを「（夜間定時制等勤務手当）」に改め、同条第1項中「夜間定時制勤務手当」を「夜間定時制等勤務手当」に改め、「定時制課程」の次に「又は夜間学級（中学校において夜間に授業を行うものをいう。）」を加え、同条第2項中「夜間定時制勤務手当」を「夜間定時制等勤務手当」に改める。

（熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）

第4条 熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年熊本県条例第81号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第10条の2」の次に「、第13条第10号」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中熊本県立学校職員の給与に関する条例第12条及び第13条の改正規定並びに第3条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

熊本県立ゆうあい中学校の開校に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。